

幕末期阿武郡明木村の農民構成

石川 敦彦

はじめに

萩藩では安永以来宗門改とは別に戸籍帳を作成し、農町民層の掌握をはかってきた。安永度の戸籍帳の残存はまだ確認されていないが、文政九年に作成され、明治初年まで書きつがれ使用されてきた戸籍帳は、いくつか残存する。これらの戸籍帳の分析をとおして幕末期の村落社会の実態を明らかにしたいと考え、さきに当島宰判紫福村（現福栄村）の戸籍帳について小論を発表した^①。本稿では同宰判明木村（現旭村）の戸籍帳^②を素材として、幕末期における明木村の社会生活、とくに農民の階層構成について考察を加えてみたい。戸籍帳の形態・書式・記載内容等については、先稿にふれているので重複をさけ、省略する。

明木村の戸籍帳はすでに『旭村史』に紹介されているが、畔頭組別軒役分布表だけである。しかも集計されている

表1 明木村の概要

	元文5	弘化2	安政期
本軒	23	13	393
5軒	112	21	
7.半2.宿無門無	—	93	
	—	165	
	—	73	
軒役男縁	—	31	16
軒役女縁	—	22	
計戸	265	9	—
計戸	409	418	409
男女人	870	960	983
	883	893	925
牛馬頭	122	208	217
	145	141	130

地下上申，注進案，郡中大略による。戸籍との関係で百姓身分に限定した数である。

数値には、次のような問題点を含んでいた。①戸籍作成時の前後、家の興廃を考慮せず、すべてを同列に扱っているので実数より増える。②軒役には変更があるので、とくに文政期の戸籍帳「括り」の軒役と整合しない。③残存戸籍帳の家数より四軒少ない、などである。このため実態とかけはなれた村勢を想像させる。村史の筆者はこのことに気づいておられるが、編集の時間的制約と虫喰破損による取扱いの困難さにより、簡易な作業をせざるをえなかった、と述懐されている。

明木村は、樺西分村（現萩市）を介して城下町萩と連結する。萩―三田尻往還、萩―赤間関往還が村内を通り、村の中心集落明木市で分岐する交通の要地である。村は萩に流れる阿武川の支流の明木川の流域にあり、村内の各集落は明木川の流域に散在する。村内のようすは、『防長風土注進案―当島宰判』（以下『注進案』と略す）によると、「市廻り・森・笛吹は陽地、蔵屋・原・丑地・菅蓋・角力場・小野山・横瀬は平方陽地平方陰地、野地・阿武瀬・惣田・見定・下切・仏木・矢代・古泉城・道前・鉦切は山際山浴等いずれも陰地」とある。全村蔵入地である。村の概要を示すと表1のようになる。

一 百姓軒の概要

萩藩の戸籍帳は畔頭組ごとに作成される。明木村は、市・蔵屋・原・菅吹・菅蓋・小野山・横瀬の七組にわかれ、都合七冊作成され、いずれも現存する。ただ残念なことに、横瀬組の戸籍帳については綴紐が切れ、巻末部分が欠落

している。欠落部分には、少なくとも十軒余の戸籍があったと想像される。なおこの欠落II巻末部分には、別家新百姓の追加戸籍や戸・男女・牛馬数を集計した「括り」が載せられているところである。したがって七冊全部残っているとはいえず、村全体の統計数値がとりにくいという問題がある。このほか五軒の戸籍については、二代目からの戸籍の落剣、他の一軒については大きな破れがあった。これらの家は、途中断絶の可能性もあるが、明治まで続いているものとして取扱った。

戸籍帳の点検のさい次のような例があった。A家の戸籍には特記事項がないので、文政九年以前からの家と思っていたとき、N家の戸籍で子の別家先を追跡しているうち、A家はN家から出た新別家であることが判明した。このような作業・検討を加えた結果、表2のような結論をえた。

表2 百姓軒の概要

畔頭組	文政9	連続	中断	絶家	新別家		明治4
					続	絶	
市原野	83	52	13	18	15	10	80
蔵原野	36	25	2	9	3	1	30
屋吹蓋山瀬	29	17	2	10	1	6	20
菅菅小横	53	43	0	10	1	1	44
	52	46	1	5	1	7	54
	81	75	1	5	2	0	78
	90	79	1	10	—	—	80
計	424	337	20	67	29	25	386

残存する七冊の戸籍帳には、総計四七八軒分の戸籍がある。このうち文政九年三月の戸籍究めで造籍された家は四二四軒である。その後潰れ断絶した家が八七軒、うち二十軒は再興されたので、結局六七軒が絶家となる。子あるいは親が別家し、あるいは他村からの転居で、新しい百姓軒をたてたものが五四軒ある。そのうち二五軒が絶家し、二九軒は明治まで続く。絶家の中には一時再興されるも、再度絶家するという例もある。こうした変化を経て、明治四年には三八六軒となる。

この興廢の動きを年度別にたどってみると、表3のようになる。この数値には次のような例を含む。夫の死後、妻が他家へ嫁いでその家は絶家する。そのご再

表3 戸数の変動

年 (AD)	戸	絶	興
文政 9 (26)	424	0	0
10 (27)	426	1	3
11 (28)	427	2	0
12 (29)	426	1	0
天保 1 (30)	425	2	1
2 (31)	426	0	1
3 (32)	425	6	5
4 (33)	427	2	4
5 (34)	424	5	2
6 (35)	424	2	2
7 (36)	423	4	3
8 (37)	420	5	2
9 (38)	418	9	7
10 (39)	419	0	1
11 (40)	417	2	0
12 (41)	415	3	1
13 (42)	415	2	2
14 (43)	413	5	3
弘化 1 (44)	410	5	2
2 (45)	407	4	1
3 (46)	402	5	0
4 (47)	403	1	2
嘉永 1 (48)	402	3	2
2 (49)	403	3	4
3 (50)	401	4	2
4 (51)	401	2	2
5 (52)	399	6	4
6 (53)	399	4	4
安政 1 (54)	398	2	1
2 (55)	400	2	4
3 (56)	402	0	2
4 (57)	402	1	0
5 (58)	399	3	1
6 (59)	395	5	1
万延 1 (60)	392	3	0
文久 1 (61)	392	3	3
2 (62)	394	2	4
3 (63)	391	4	1
治應 1 (64)	391	3	3
元慶 1 (65)	391	0	0
2 (66)	391	2	2
3 (67)	391	1	1
明治 1 (68)	387	6	2
2 (69)	387	2	2
3 (70)	386	1	0
4 (71)	386	0	0
計		128	90

嫁した妻が病をえて不縁となったとき、実家に帰らず先夫の家へ帰って家を再興するが、一か月たないうちに死亡して再絶家する。これは特殊な例であるが、このような場合各段階をそれぞれ一と数えた。したがって表2の絶家・新別家の数よりは増える。

天保初年までは増加の気配さえ見られるが、天保六年を境に絶家の方が増えてくる。とくに天保九年の興廢は激しい。嘉永・安政期は興廢が相半ばしているが、安政末期から絶家が増える。文久期から再度相対的に安定するが、明治に入ってまた減少する。

二階層分布

萩藩における百姓身分の階層分析に用いられる基準に、門役銀納入の度合による区分、いわゆる軒役がある。本軒・半軒・門男などがそれである。軒役による分析にはいろいろ問題がある。そのことは後にふれるとして、まずこの

表4 本百姓・門男百姓

畔頭組	文政 9		天保 5		明治 3	
	本	門	本	門	本	門
市	9	75	79	10	67	13
蔵屋	30	6	37	0	32	0
原	25	4	29	1	20	0
吹蓋	26	26	53	1	48	6
菅	47	6	51	1	44	0
小野山	56	25	80	0	78	0
横瀬	64	25	—	—	77	1
	(1)				(2)	

本は本百姓、門は門男百姓、()は軒役不明。横瀬組は「括り」がないので実戸籍により作成、天保5の軒役は特定できない。

軒役によって階層分布をみる。

まず各戸籍帳の巻末にある「括り」から、本百姓・門男百姓の数を抽出した。表4である。「括り」は毎年三月(弘化三年からは八月)に集計されるものである。天保五年をとくにあげたのは、この年多くの門男百姓が本百姓に編入されているからである。本百姓への組入れは、持高が増えたからではない。その理由はまだ解明していない。

次に各家の戸籍によってもっと詳しくみる。明木村の戸籍を検討して気がつくのは、軒役の変動(天保五年門男百姓の本百姓への組入れを含め)の多いことであった。軒役変動は代替りのときにもあるが、他の場合多くは貼紙による訂正であり、削り直しによる訂正もある。点を掛けた訂正は一箇所もない。これらの訂正は、初め誤記によるものかと考えたが、訂正による軒役の集計と「括り」の軒役数(表4)とは合わない。貼紙以前の軒役の集計と「括り」の数とを比較すると、比較的よく整合する。このことから、貼紙などによる訂正は誤記による訂正ではなく、軒役の変動にともなう訂正と考えた方がより合理的である。こういう判断により集計し、作成したのが表5である。ただ表4の数と整合しないのは、削り消しによる訂正があつて、初めの軒役を知ることができないからである。明治四年については、戸籍の最終の記載軒役によつた。

門男百姓は市に圧倒的に多い。これは市に宿駅があつたことに関係するであろう。『注進案』によると、市は「駅場にて田鼠所持仕候者無数、人馬送り役を後世専二仕候」とある。つまり人馬送り役に従事すれば農作業に専念

表5 軒役による分布

畔頭組	本軒	7.5	半軒	2.5	1.25	門男	不明	計
市	1	1	6	2		73		83
蔵	23	1	15	9	5	13	14	80
屋	5	4	15	4		7	1	36
原	4	6	9	9	2			30
吹		1	12	7		3	6	29
蓋	6	1	6	12		6	2	20
山		5	26	4	1	6	9	53
瀬		2	26	11		1	1	44
野		2	15	10	1	24		52
横			13	24	4	6	5	54
政治	9		39	9	1	24	8	81
文明	4		20	44	13	24	1	78
			45	17	2	25	1	90
			18	51	8	1	2	80
計	12	9	158	53	4	162	26	424
	27	14	107	160	33	20	25	386

い本軒百姓のいることと、門男層を中心に無高・無土地所有者が増えたことが目につく。

試みに田畠と石高について各戸の平均値を算出してみた。反別では三反四畝歩（文政九）と三反九畝余（明治四）、石高は四石一斗五升余と四石七斗五升余で、やや拡大の傾向がみられる。これを紫福村とくらべてみると、経営規模

は零細といえる。往環筋にあたる地域の特性が大きく影響している。

軒役による階層分析は、格付けされた軒役とその基礎となる持高とが正しく対応するとき、はじめて説得力を持つ。しかし表6以下の表でわかるように軒役と持高との関係がくずれてくるとき、軒役による分析は意味を持たなくなる。とくに次項で述べるように、明木村では軒役の変動が激しい。同じ持高で軒役に変動がある場合、軒役は同じでも持高に著しい変動がある場合、ともに多い。さきに軒役による分析には問題があるといった理由もここにある。

三 田畠の売買と軒役の変動

明木村戸籍で目につくことは、田畠の売買と軒役の変動とが激しいことである。

まず田畠の売買についてみる。各家の戸籍に売買年が明記されているもののみを抽出し、表8である（表以外に売買年月不明の異動が多いことに留意されたい）。天保八年に売買件数が多いのは、前年の豪雨洪水による疲弊が影響しているであろう。嘉永期に多いのは家の興廢に関連している。「売払」いの多くは絶家のさいなされるが、絶家になる以前、家計不如意による「売払」いもあまたある。田畠を持たない無高者の多い理由である。絶家後しばらくたって「売払」われる例もまたある。「分ヶ売り」・「買添」の場合、一件あたりの売買面積はかならずしも広くない。切り売りによるのであるのか。「売り」と「買い」との件数が近似しないもう一つの理由は、記載が正確でない点があるからである。「〇〇へ売払」という記載のある例があったが、買得する方の戸籍には買得の記載がない。とくに明治期に入ってからと考えられる移動には、年月の記載のないものが多い。

次に軒役の変動についてみる。従来、軒役については次のように言われてきた。軒役は持高の変化に応じて割り替

表8 田畠の売買

年 (AD)	分売	売払	買添	買
文政 9 (26)	1	1		
10 (27)				
11 (28)	1	1	1	
12 (29)			1	
天保 1 (30)		3		
2 (31)		1		
3 (32)	1	3	2	
4 (33)	3	3	3	1
5 (34)	4	3		
6 (35)	6	3	4	1
7 (36)	3	5	2	
8 (37)	14	8	12	
9 (38)	2	4	1	1
10 (39)	1	2	3	
11 (40)	1		1	
12 (41)	3		2	
13 (42)	1		2	
14 (43)	3	3	1	
弘化 1 (44)	7		3	
2 (45)	3	1	3	
3 (46)	1	1	2	
4 (47)	3		7	1
嘉永 1 (48)	4		7	
2 (49)	5	1	8	
3 (50)	5	5	6	
4 (51)	9		14	1
5 (52)	12		16	
6 (53)	7	2	21	
安政 1 (54)	4	4	9	
2 (55)	1		2	1
3 (56)	5	1	4	
4 (57)	2	3	6	
5 (58)	2	1	1	
6 (59)		1	1	
万延 1 (60)	1		2	
文久 1 (61)		3		
2 (62)	4	3	7	
3 (63)		1	2	
元治 1 (64)	2		9	
慶応 1 (65)	2		9	
2 (66)	4	1	7	
3 (67)		1	1	
明治 1 (68)				
2 (69)			1	
3 (70)	1			
4 (71)				

表6 軒役別田畠所有高

軒役	反						
	無	0	1	2	3	4	5
本軒		10	1	3		1	1
7.5					2	1	1
半軒		4	15	28	29	25	28
2.5	1	11	2	6	6	21	20
1.25	1	3	8	14	8	14	2
門男	1	18	17	48	36	19	10
不明	2	7	9	5	3	1	5
文政 9	7	51	24	32	16	14	10
明治 4	17	3					
不明	5	17	1	4	5	7	4
文政 9	8	59	48	78	59	62	45
明治 4	26	66	29	63	47	42	36

無は無所有, 0は1反以下, 1は1反以上2

表7 軒役別石高

軒役	石							
	無	0	1	2	3	4	5	6
本軒		9	2		2		1	
7.5								
半軒		7	12	17	27	18	23	14
2.5	1	11	1	1	7	7	9	10
1.25	1	7	4	11	6	9	5	4
門男	1	21	24	41	23	21	13	7
不明	2	14	3	10	3			1
文政 9	7	57	25	27	11	10	7	5
明治 4	17	3						
不明	5	17	2	5	3	7		2
文政 9	8	72	44	61	47	44	36	25
明治 4	26	75	31	52	35	28	23	17

無は無高, 0は1石以下, 1は1石以上2

												計
4	1	2	3			2						12
2		1		2		1	1	1	1		1	27
	1		4	1	1							9
	1	4	1	2	4							14
12	9	5		1			1			1		158
16	12	7	3	1						1		107
2	1											53
6	4	1										160
1												4
	1											33
2	4		1	1	1							162
												20
3	1											26
		1				1						25
24	17	7	8	3	2	2	1				1	424
24	18	14	4	5	5	1	1	1	1	1	1	386

反未満, 他同

												計
		1		2	2	4		1	2			12
1	2			1	4	2	1	1		1	1	27
1		1	1	4	1	1						9
2		1	1	2	2	3		2	1			14
12	8	11	4	2		1				1		158
18	11	13	7	4	4	1	1	1				107
3	2	1										53
3	4	1	1									160
												4
						1						33
4	3		2	1	2	1						162
												20
4	1	1					1	1				26
						1	1					25
24	15	14	9	9	6	3	3	2		1		424
24	17	15	9	7	8	7	2	4	1	1	1	386

石未満, 他同

表9 持高不変と軒役の変動

組	持高		軒役の変動	組	持高		軒役の変動
	反	石			反	石	
市	0.1.18	0.3.0.2	門半宿本門A	横瀬	3.2.09	2.4.5.6	半2.5
	0.3.23	0.6.6.9	門宿半		5.4.06	4.4.2.8	一2.5
	0.0.16	0.0.4	門2.5		4.8.23	4.1.7.5	門2.5
	0.2.18	0.3.8.3	門2.5		6.9.20	4.4.6.8	2.5
	0.1.04	0.3.0.7	門宿半		5.0.24	4.9.6.6	門2.5
	0.1.15	0.3.6.1	門本宿本		1.6.26	0.7.6.5	門1.25
	0.1	0.2.8.7	門宿半		5.1	2.2.2.3	門1.25
	1.2.22	1.9.7.3	半2.5		5.2.22	3.4.0.3	門1.25
	7.6.20	9.4.4.9	半		0.7.07	0.2.6.1	門1.25
	4.8.25	6.8.9.9	半		3.1.19	3.8.9.5	一7.5半
笛吹	8.7.13	9.1.2.8	半	2.4.03	2.6.3	門1.25	
	2.3.18	5.0.0.4	半2.5	1.9.11	2.8	半2.5	
	1.5.02	0.9.6.7	2.5	4.5.08	2.6.7.6	1.25	
	0.4	0.1.2	門1.25, 2.5	1.1.07	0.3.7.7	門1.25	
	5.3	2.1.8.5	門一1.25	2.1.05	1.0.3.3	門1.25, 2.5	
	5.3.03	2.1.8.5	門1.25	1.2.06	0.7.7.9	門1.25	
	4.7.09	2.5.6.6	2.5	1.4.29	1.3	2.5	
	1.1.20	1.5.9.3	半2.5	2.9.06	2.1.3.7	半2.5	
	3.6.27	2.4.5.3	半1.25	3.0.17	3.3.0.1	門2.5	
	5.4.02	2.7.7	門2.5	2.2.11	2.1.0.1	門2.5	
小野山	5.4.15	2.7.4	半2.5	2.9.16	2.9.3.3	半2.5	
	3.0.19	2.2.0.7	門1.25, 2.5				

門は門男, 半は半軒, 以下同様。一は軒役不明, Aは表11のAに対応する家である。

え、門男が高持ちに上昇しても門男を称していた^⑥。そして今までこのような例が多く提示されてきた。ところが明木村の戸籍を検討してみると、逆に激しい変動がある。

文政九年から明治まで連続している家は三三七軒あるが、このうち軒役に変動のない家は八九軒しかない。これを裏返すと七三%の家に軒役の変動がある。連続の三三七軒の中から持高に全く変動のない家を抽出すると三三軒ある。このうち二五軒には軒役の変動がみられる(表9)。

このような軒役の変動をどう理解したらよいか。少し急ぎすぎの感もあるが、次のように考えてみた。明木村の場合、宿駅業務と農業外収入とを考慮し、トータルに考えて軒役を格付けし、門役銀を徴収したのではないかと。

『注進案』の「風俗」の項によれば、市は宿駅で人馬送り役を専らにするが、その他の部落は農業だけでは渡世できないので、「炭蒔縄其外産物萩持出売払仕候事」^⑦

表10 稼業

(1)職人札商人札		(2)戸籍にみる稼業	
新	市	日備稼	13 人夫稼
3	9	煮売店	4 醬油店
1	1	米店	2 古道具店
1	1	工挽	2 古手店
1	1	工治	2 木挽
1	1	屋師	2 桶屋
1	1	結工	2 職
2	1	唐櫛	2 大工
1	1	酒造	2 穀類商
1	1	質屋	2 豆腐商
1	1	草履	2 山職
1	1	草履	3 茶屋店
9	菅	3 山職	3 茶屋店
17	小野山	豆腐商	
1	横瀬	茶屋店	2 家大工

とある。同じく同書の「村括り」によれば、米雑穀は米にして約一七七五石ばかり不足する。現金収入は、薪炭其外諸産業の売捌銀一二五貫余人馬送り役賃三〇貫、酒屋其外諸商人交易利潤並諸職人収入銀二〇貫、合せて銀一七七貫余を得る。支出には、上納銀に一二貫余、農具牛馬其外生活用品購入に銀八三貫余を支払う。差引銀八〇貫九〇〇匁余を得て米穀類の不足を補っている^⑧。この現金収入の多さが、持高の少ない割に高い門役銀の割当となり、軒役の変動・高い軒役の格付けとなったのではないかと推論するのである。

現金収入をうる稼業についてみる。『注進案』によると、官許の職人札商人札を所持している者は、表10(1)のようになる。明木村の戸籍には「商売体」の記載がある。代替り戸籍の書替えのとき転業・廃業・始業するもの、一代の途中で廃業(点を打つ)・転業(貼紙)のもの、

あるいは明治まで継続するものなど、いろいろなケースがある。いずれの場合も始期・末期の年月の記載がない。したがって表出がむづかしい。便宜的に初出のものを並列して表にした。表10(2)である。前後八九軒を数えるが、特定年に限った場合、数は減少する。それでも『注進案』の数よりは多くなる。市では日備稼・人夫稼を中心に商工業的なものが多い。戸籍では酒造軒はないが、『注進案』にあるように、当時は原家が長井家から受けついで酒造を行ない、明治になって瀧口家へ譲られ、現在に至っている。他の地域では林業関係の職業が多い。菅蓋の茶屋店3・旅籠屋は三田尻往還筋の新切部落にある。横瀬の茶屋店は横瀬と雲雀山とにあって、赤間関往還にそうものである。

四宿軒

戸籍を筆写していたとき軒役の貼紙がはげ落ち、初めの軒役があらわれた。そこには「宿軒」とあった。『注進案』を開くと、「七拾三軒宿軒門役除き」とある。市には宿駅があつて駅通の業務にかかわるので、この七三軒はとくに門役銀納入を免除されたのである。

宿軒とは何か。寡聞にして初めて見る語句であつた。『旭村史』は宿軒にはふれていない。『防長風土注進案研究要覽』も採録していない。不明のまゝ月日がたつた。そのご林家文書を調べていたとき、「戸籍帳落着難相成廉々聞ヶ条御沙汰物写」という文書に出会つた。これは小郡宰判内の諸村庄屋中が、戸籍事務を処理するとき出会う諸問題について問合させたものに対する郡奉行所の返答書の写しである。次に宿軒に関係する部分を提示する。

(A)本書宿役之儀は行形も可有之候へ共、町役と申義ハ萩並濱崎山口三田尻宮市之外何れも在方にて、門役本百姓門土之差別相分り、宿役軒と申儀は無之様ニ相見え候事

一百姓軒役之儀は小郡宿其外共ニ町役相勤候者之儀は門役銀差出不申ニ付、宿役軒と相調可申哉ニ奉存候事

(B)本書宿役ハ足役とハ相見候へ共、軒役之事ニ候へハ本百姓にて可然哉

一門男にて宿役軒相勤候得は本百姓にて御座候哉之事

(C)本書宿役相勤候ても、田畠所持のものハ門役も素より可有之、元來宿役ハ商売柄又ハ宿屋等え対し町並之役目にて、第一三市中之外は都合門役本軒半軒門土之差別可然哉ニ相見候事

一新町之儀は宿役相勤候ても門役も相勤候者も有之候事

(D)本書脇宿之儀、行形も可有之候へ共、田畠余分所持之者は勿論之事ニ相見候事

一脇宿之儀ハ宿役相勤候計にて門役無御座宿も有之候事

表11 宿 軒

Table with columns for '軒役' (Host) and '反別' (Reverse/Other). It lists various roles like '男軒', '女軒', '門軒', '半軒', '本軒' and their corresponding '反' (Reverse) values. Some entries include 'A' markers.

△は伝馬でない馬, ◎は2疋。軒役は、宿軒にかわる新しく課せられた軒役である。Aは表9のAに相当。

これを要約すると次のようになるうか。宿役は商売柄または宿屋等に対する町役(C)であり、足役(B)である。町役というのは萩濱崎山口三田尻宮市でのことであつて、在方では宿役はない(A)。前記以外の脇宿では宿役を勤めても田畠を持てば門役がかかる(C・D)。

これに対し、明木村では小郡宰判と同様に、宿役を勤めるので「町役相勤候者之儀は門役銀差出不申ニ付宿役軒と相調」えたのであろうか。ただし明木村戸籍では、文政期には宿軒の記載はない。宿軒の年代を特定できるのは、『注進案』作成の弘化二年から、下限は嘉永四年新別家(表11の④)による戸籍作成時までである。小郡宰判庄屋中の問出しが文政十年であり、このずれをどう理解すればよいか判断に苦しむ。明木村戸籍で宿軒と判断できたのは五三軒で

あった。『注進案』の宿軒七三軒と戸籍の五三軒、この較差はどういうことか。『注進案』の「市中家並居体」の項には、「明木市場家数七拾三軒……右孰も農業は仕候得共、右之内商人式拾軒、宿人夫馬持之者五拾三軒」(傍点筆者)とある。あるいは戸籍ではこれを宿軒と記載したのであろうか。なお明木市では、「宿家之儀は……年別式軒え遣り替普請料え対し米式石壹斗六升、葺替料え対し年別三軒え米壹石三斗五升、両条共二定払修甫米を以被立遣」てきた。次に「宿軒」と戸籍上に記載されているときの反別・伝馬・馬・牛・稼業を表出した。表11である。これによれば必ずしも伝馬なり馬を持つてはいない(伝馬は三十疋の定であった)。また人夫稼・日傭稼以外にもいろいろな稼業についている(表10(2)参照)。天保一嘉永期に庄屋を勤めた家が三軒ある。この三軒を除くと他の大部分の家の持高は低い。低い割には高い軒役にランクされている。無高の門男四軒のうち、②③は天保六年と九年に田畠を売払って無高になったものである。①は文政期から無高である。④は嘉永四年の新別家である。宿軒については未解明な点が多い。なお宿駅業務については『旭村史』近世の「交通と市町」を参照していただきたい。

五 連続・絶家・新別家

まず連続軒についてみる。すでに述べたように、文政九年四二四軒あった家のうち、明治四年まで連続する家は三七軒である。相続にあたっては、長男の相続が多いけれども、弟が相続する例も少なくない。長男の死亡の場合は論外として、長男が他家へ養子に行った場合と、家に居るけれども弟が相続する場合とがある。娘ばかりのときは娘に婿をとるのが一般的であるが、娘を嫁に出して養子・嫁をとる例も少なくない。子のない場合トリコトリヨメで家の連続をはかっている。トリコトリヨメは連続軒三三七のうち六九家・七二例ある。一家に二代続く場合もある。次に潰れ絶家についてみる(表12)。文政九年以前からの家が死亡・仕組などで潰れ絶家するもの、跡養子・買居り

表12 断絶軒 (1) 階層分布

軒	無	0	1	2	3	4	5	6	7	10	12	15	計
本軒	1	1							1		1	1	4
7.5軒		1											2
半軒		4			2		1			1			9
2.5軒	1	9	1	2	2	4	2	3					27
1.25門	4	12	5	2	1	1	1		1		1		25
不明	34	10	1		1		2						49
計	44	40	13	4	7	5	6	3	2	1	2	1	128

(2) 原因	(3) 田畠処分					(4) 絶家時人数	
	死亡	58	4	44	44	1	83
引替	12	4	44	32	2	15	
取縁	7	4	4	2	3	19	
不出仕	2	4	2	2	4	5	
組	2	4	2	3	5	1	
仕	2	5	1	2	6	2	
組	27	1	1	1	7	3	
							128

等で再興したものの再度絶家するもの、あるいは新別家が断絶するものなど、いろいろある。それらの潰れ絶家を累計すると一二八軒に達する。年代分布については表3を参照されたい。地域別にみると、市五三、蔵屋一二、原一九、笛吹一一、菅蓋一五、小野山七、横瀬一一となり、市が半数近くを占める。市は商業的性格が強いため家の興廢が激しいのであろう。

潰れ絶家の原因についてみると(表12(2))、死亡が断然群を抜く。ついで仕組(今でいう破産)が多い。第三位の家替えというのは住所替えのことであるが、「仕組に付〇〇へ家替え」という例があるから、その多くは仕組によるものと考えられる。引取・育・不縁は、いずれも家の存続が成りたなくなつた者を、親類縁者が引取ることを意味する。こうした引取りによる村外への移住は二九件あった(村外からの転入も同様に多い。詳しくは別稿にゆずる)。軒役でみると門男・二歩五朱軒・一步二朱五味軒に多い。持高では二反未満で九七軒、七五%になる。田畠を持っていない者、絶家する以前に手放している家が四四軒あるのも注目すべき点である。明木村の戸籍には「預り作」という記載例はないが小作の場合もあろう。市の虎松の家は文久二年絶家するが、文政九年以来ずっと無高であり、「日

表14 新別家における実家の階層

軒	石																		計
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	18	23	
本軒	3	1		2								1				1	1	1	
7.5軒	1		1	3		2	1	1		1	1	1			1				
半軒	2	2	2	1	6	3	3				3	1	1	1					
2.5軒	1	1	1																
1.25軒	2				1			1											④
門宿不																			
育外	1			1					1										(4)
村		1																	(2)
計	10	5	4	7	7	5	4	3	1	1	4	3	1	2	1	1	1	1	29

○は無高, ()は持高不明, 帯免は村外の不明へ入れた。

表15 分家への田畠分与

旧持高		残り持高		分家した者
反	石	反	石	
13.8.02	16.9.3.2	7.3.18	9.5.0.6	次男・母 三男・弟 両親・弟 両親・姉 三男・夫婦・妹 三子
7.1.25	10.9.5.5	4.4.14	6.9.2.3	
5.4.03	3.1.0.8	3.4	1.6	
2.4.03	1.8.3	1.0.28	0.9.7.3	
1.8.27	0.9.5.4	0.7.19	0.4.7.9	

別家をさせる実家のようすは、表14のとおりである。二歩五朱軒一九、半軒一五、本軒一〇の順となる。石高では、無高を含め五石以下で四二となり、村外からの移住者二一（うち一は出奔帯免者）を除くれば三分の二をこえる。別家時に、実家が田畠を「分与」している例が五例ある（表15）。必ずしも持高の高い者が分与しているとは限らない。

断絶軒を引継いで家を再興するとき、軒役・持高をどういう形で受けつぐのであるか。断絶―再興という部分を抜き出してみると三六例ある。このうち石高・軒役ともに変わらずに引つぐものは一一例しかない。石高は不変であるが軒役の変ったもの七例、残りの一八例は石高・軒役ともに複雑に変っている。

新別家の軒役はどのように格付けされるのか。『佐藤寛作手控』によれば、当島宰判では流例をもって、一〇石以上を本軒、七石以上を七歩五朱軒、五石以上を半軒、二石五斗以上を四半軒（二歩五朱軒）、それ以下を門男とした、という。明木村では格付けは表13の

表13 再興・新別家 (1) 階層分布

軒役	石													計
	無	0	1	2	3	4	5	6	7	9	12	13		
本軒		2		1							1			
7.5軒		1												
半軒		4	3								1	1		
2.5軒		3	3	1		2	1	1	1	2				
1.25軒	1	3	2	2	1	1								
門宿不	16	9			3									
育外	1	2	1						1					
村	1	11	4		1	1								
計	19	35	13	4	5	4	1	2	2	2	2	1	90	

(2) 続柄

長男	6
次男	20
三男	10
四男	2
兄弟	4
子等	4
養親	20
帯免	1
不明	23
計	90

備稼」で生計を維持している。往還筋で現金収入があるからである。無高層がただちに貧窮だとは断言できない。絶家時の田畠の処分については、「預け」が少なく「売り」が多い。出奔による絶家は二軒あるが、一軒はのち帰村している。

百姓軒の再興・新別家を累計すると九〇軒になる（表13）。年代分布については表3を参照いただきたい。別家は、次三男以下の弟がする場合が三六と断然多い。このことは当然考えられることであるが、長男の例が六件あることと、「親等」にまとめた別家が二〇例あるのは注目される。「親等」というのは、父が子に譲り、母が下の子をつれて別家する場合のほか、戸主（前戸主の死後残された者、成人男子とは限らない）がその家を潰して、絶家している他の家を継いだり新しい百姓軒をたてたりする場合をいう。

明木村では、絶家のとき田畠の売買が多く、預けが少ないことはすでにみてきた（表12）(3)。そのためか、新別家のさい断絶軒の田畠を引継ぐことは少ない。別家時に購入するのであろうが、実家や本人の経済力がないのか、あるいは対象となる田畠がないのか新別家の所有面積は少ない。なかでも無所有者が一九軒ある。これを地域的にみると、市に一三、菅蓋四、原・笛吹に各一となる。その後買得している者もある。この点紫福村の場合と大いに異なる。無高で新別家というものは、小作ということも考えられるが、そのほかに城下町の近郊農村・往還筋という立地条件から、現金収入のあることを考慮に入れなければならない。

ようになっていいる。『手控』の基準では本軒三、七歩五朱軒四、半軒三、二歩五朱軒一〇、門男七〇となるが、実際は「流例」のようにいかない。複雑に格付けされている。三石未満でも本軒と半軒というのが一一例ある。一〇石を越えても半軒（二）である。

おわりに

以上明木村戸籍を分析の対象として、農民の階層構成について考察してきた。特徴的なことは、軒役の変動が激しいことと、一般に言われている基準持高と軒役との関係とは異なり、その間に乖離がみられることである。幕末期村落の分析には、多く『注進案』の軒役が利用されてきたが、持高と整合しないときは、その分析は意味をなさない。この点再検討されるべき点である。軒役が固定化されるのではなく、年貢貢納者としての百姓軒数の維持固定化が重要視されたのではないか。無高による生計の維持がある。明木村の特殊性かも知れないが、宿駅人馬送り・城下町萩への薪炭その他物産の売出し、店舗小商いによる生計が考えられる。所有面積が零細であるから、そく貧窮であるとは言いきれないと思う。田畠に束縛されない生業の方が、かえって高収入をうる事が考えられる。現在の兼業出稼ぎ農業にも通ずるものを見る。軒役については、農業外収入にかかわりあいすぎたかも知れない。瀬戸内地方をはじめ、各地の具体的研究が是非とも必要であることを痛感するものである。

次に田畠の売買移動が想像をこえて頻繁に行われていることである。その過程で、一部には六町歩に及ぶ田畠を兼併した家もある。別家にさいして、実家が田畠を分与する例をみた。分与するから零細化するのではなく、分与以前からすでに零細である。分与しても生活は維持でき、生活できるから分与する、と理解すべきではないか。

生活手段としての牛馬の保有状況、人口の動態、天保二年の明木一揆、その他解明すべき問題は数多くあるが、

紙数の関係で本稿では農民の階層構成の分析に限定せざるをえなかった。これら諸問題は別稿にゆずることにする。終りに、史料閲覧にご便宜をはかっていただいた斉藤弘男氏、その他役場の方がたに篤くお礼申しあげます。

註① 「当島宰判紫福村戸籍に関する一考察」山口県文書館

② 換のさい打こわしにあっている。

研究紀要？

- ② 旭村役場蔵
- ③ 『旭村史』一六一～四頁、昭和五年同村刊
- ④ 同書五二八～九頁
- ⑤ 『戸籍御根帳下』（県庁旧藩記録）
- ⑥ 横瀬組の巻末部分の字名は矢代である。『注進案』によれば「矢代、二拾四軒」とある。矢代の残存戸籍は二十軒、戸籍中に「当所別家」というのが七軒、うち一軒は後日実家へ帰っている。単純計算して4+7+X軒となる。
- ⑦ 同書五六一頁
- ⑧ 六町歩所有の家は質屋を営んでいた。土地兼併のありさまを象徴している。天保二年庄屋でもあったので、一
- ⑨ 草舎年表11（毛利家文庫）『毛利十一代史10』四九七頁
- ⑩ 『山口県近世史研究要覧』はその集約である。
- ⑪ 同書五六一～二頁
- ⑫ 同書五七三頁、同頁には差引差高は九〇貫余とある。
- ⑬ 同書五六〇頁
- ⑭ 同書五五九頁
- ⑮ 山口大学農学部蔵、幕末期小郡宰判大庄屋林勇蔵の家。
- ⑯ 嘉永四年の別家を含めて五三軒である。『注進案』作成時五三軒とすれば、戸籍帳では五三軒をこえたであろう。
- ⑰ 同書五三九頁
- ⑱ 同書二四一～八七頁
- ⑳ 同書一六五頁